

建設環境委員長報告

平成30年11月定例会（12月14日）

建設環境委員長報告をいたします。

今定例会において建設環境委員会に付託されました議案のうち、既に12月5日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「平成30年度島根県一般会計補正予算（第5号）」など予算案5件、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「契約の締結について」の一般事件案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第115号議案「平成30年度島根県一般会計補正予算（第5号）」のうち、土木部所管分についてであります。

委員から、繰越明許費について、繰越理由に用地買収の遅延が多いが、何らかの対策が必要ではないかとの意見がありました。

執行部からは、用地買収遅延の要因の一つに、所有者が地元にはない土地、相続登記が未了のため相続人が多数にわたる土地など、買収に多大な時間を要する「いわゆる所有者不明土地」が近年多くなっていることがあり、全国的にも問題となっている。この対策として、来年6月に完全施行となる「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」により、所有者不明土地の収用手続きが簡便化されるため、この制度に期待している。また、土地の境界を明確化する地籍調査推進のための十分な予算配分を国に要望しているとの回答がありました。

次に、報告事項など、所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

企業局所管事項についてであります。

執行部から報告がありました「水力発電所の第3次リニューアルについて」では、委員から、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」による調達期間終了後の水力発電事業継続の見通しについて質問がありました。

執行部からは、水力発電事業については、まだ方針は決まっていないが、固定価

格買取制度終了後も、電力需給を踏まえた上で、その役割を引き続き担っていくことも必要であるとの回答がありました。

さて、本委員会では、昨年度から「県内におけるNPO活動の活性化」及び「県民の生活の質や安全・安心の向上」をテーマに、現地調査を含め調査活動を行ってまいりました。その結果を報告いたします。

まず、「県内におけるNPO活動の活性化について」であります。

本委員会では、「保健・医療・福祉」、「まちづくり」などの様々な公益的な活動を展開しているNPOが、活動をより活性化させ、一層自立した活動を継続するためには、人材確保・育成や資金調達など組織基盤の強化や、地域との協働を進めることが重要であると考え、特にこの視点で県内外のNPO法人を調査しました。

津和野町のb o o t o p i aでは、津和野高校生向け教育型下宿事業や、島根県立大学との共同研究など教育・研究事業を実施しています。一緒に活動する地域住民の協力を得て、教育や学術の面から地域課題の解決に取り組まれていました。

松江市の自然再生センターでは、実施する事業にあわせ人材の確保や組織の見直しを進めています。循環型の暮らしを学ぶ機会を提供する事業に、セブンイレブン財団の助成を受けるなどして活動資金を確保し、職員の雇用・育成、収益が得られる新しい事業などに取り組まれていました。

出雲市のエスペランサでは、地元の大学・高校や地域住民と協働しながら、民間企業からの事業委託で、在住外国人の生活支援に関する事業に取り組まれていました。

石川県のくくのち、八代地域活性化協議会では、当該NPO活動の「地域住民が支え合う環境づくり」の必要性を地域住民に理解してもらうことや、地域住民からの要望を活動に取り入れ「信頼関係を構築すること」により法人活動の維持や安定的な運営につなげていました。

北海道東川町の大雪山自然学校では、自らの活動を維持・継続するための新たな事業や仕組みづくりに注力し、環境保全活動を通じての人材育成など新たな方向性を開拓していました。

美唄市のアルテピアッツァびばいでは、寄附によって支える側と支えられる側という形ではなく、想いを共有するコミュニティに所属する会費という形で収入を得て活動を行っていました。

以上の調査に基づき、県内におけるNPO活動の活性化について、本委員会としての意見を取りまとめましたので、3項目を要望するものです。

①NPO活動の活性化によって地域の課題を解決し地域社会を守り発展させるため

には、活動に不足している資金や人材の確保が必要である。団体における資金調達、人材確保・育成などの取り組みが進むよう、組織基盤強化に向けた支援の充実を図ること。

②NPOが県民の共感を得て共に活動していくためには、NPOの活動について県民に理解してもらうことが重要である。NPOの活動が県民との様々な協働につながるよう、情報発信強化に向けた支援の充実を図ること。

③県民や企業の想いを「寄附」という形でNPO法人等の公益活動に繋ぐ「しまね社会貢献基金制度」の普及を図ること。また、NPO活動に関する情報提供や普及啓発を推進し、「寄附」について公益活動に参加する手段の一つとして認知されるよう取り組みを広げていくこと。

次に、「県民の生活の質や安全・安心の向上について」であります。

本委員会では、県民の生活の質や安全・安心の向上を推進するために、市町村及び地域が連携して取り組んでいる、歴史や景観資源を活用したまちづくりや、「人優先の道づくり」の視点で実施されている道路の安全確保対策について、県内外の調査を行ってきました。

まず、歴史や景観資源を活用したまちづくりについてであります。

出雲市大社町の神門通りでは、住民参加型道路整備や建物修景など、県と市が一体となったまちづくりに取り組まれていました。

石川県中能登土木総合事務所では、地元住民、市、県が主体となり和倉温泉にぎわい再生協議会を設立し、賑わい創出を目的とした道路整備の取り組みを行っていました。観光客が回遊することができ、賑わいのあるまちとなるよう、まち全体の面的な整備を実施され、まち歩きをする観光客が増加していました。また、協議会で植栽管理の活動を実施されており、地域の活性化にもつながっていました。

北海道旭川市では、中心部に川が流れる地域特性を生かした都市整備を実施されていました。川と親しむことができ市民の憩いの場所となる公園、市民が自由に利用できるオープンスペース、駅に隣接して市民や観光客が楽しむことができるガーデンなどを整備し、中心部の魅力を高め市街地の賑わいづくりに結びつけていました。

いずれも、地域特性を生かした面的な整備を柱に、県、市、住民が一体となって取り組まれていました。

次に、道路の安全確保対策についてであります。

県内では、県土整備事務所が実施した道路整備で、地元の各町内を束ねる整備連絡会の設置や、地域住民や地元商業者などが参加するワークショップを開催するなど、地域の意見を整備内容に反映した取り組みが行われていました。

国土交通省松江国道事務所では、山陰自動車道大田朝山インターの整備に日本初

のツインラウンドアバウトを採用していました。これにより車両衝突の可能性がある交錯箇所が1／4になることや、円形走行で走行スピードが抑制されることから、重大事故の防止が図られていました。

国土交通省金沢河川国道事務所では、地元自治体等と自転車通行空間整備のネットワークを構築し、自転車通行区間の明示方法についてローカル・ルール作成や、交通安全教育の活動として街頭指導やリーフレット配布などに取り組み、自転車関連の事故件数は7年で約4割減少していました。

国土交通省北海道開発局では、交通安全対策や事故防止対策整備にビッグデータを活用していました。ビッグデータから想定される事故要因を実際の道路構造等の状況に関連づけて分析することで、潜在的危険区間を事前に特定し、対策整備を実施していました。また、対策整備後の効果分析にもビッグデータを活用し、通常1～2年の期間が必要であるところ、翌月には即時的な効果分析が可能となっていました。

以上の調査に基づき、県民の生活の質や安全・安心の向上について、本委員会としての意見をとりまとめましたので、2項目を要望するものです。

①島根の魅力を向上し、より多くの観光客を招くことで経済の活性化を図るためには、島根の豊かな自然、文化、歴史を最大限活かし、安らぎがあり居心地の良い空間の整備の必要性を痛感したところです。

建造物の外観修景や、より安全で利用しやすい道路、憩いや賑わいを生む市街地空間などの整備を関係市町村と一体となり推進すること。

また、県民との協働によって地域と連携した整備を行うことで、地域住民による持続可能で魅力あるまちづくりの取り組みを後押しし、地域の活性化を推進すること。

②限られた予算、人員の中で、効率的・効果的に交通安全対策を実施し成果を上げていくため、交通事故の危険性が高い区域を選定するにあたっては、他機関や市町村、県民等と情報を共有化する取り組みを進め、事故発生状況や道路利用者の危険性認識などについての情報をより積極的に活用すること。

また、道路整備や維持管理に、他機関や市町村、県民等、様々な視点からの意見を取り入れ、安全・安心の向上についての取り組みを推進すること。

以上が、本委員会の調査テーマに関する調査結果の報告であります。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。